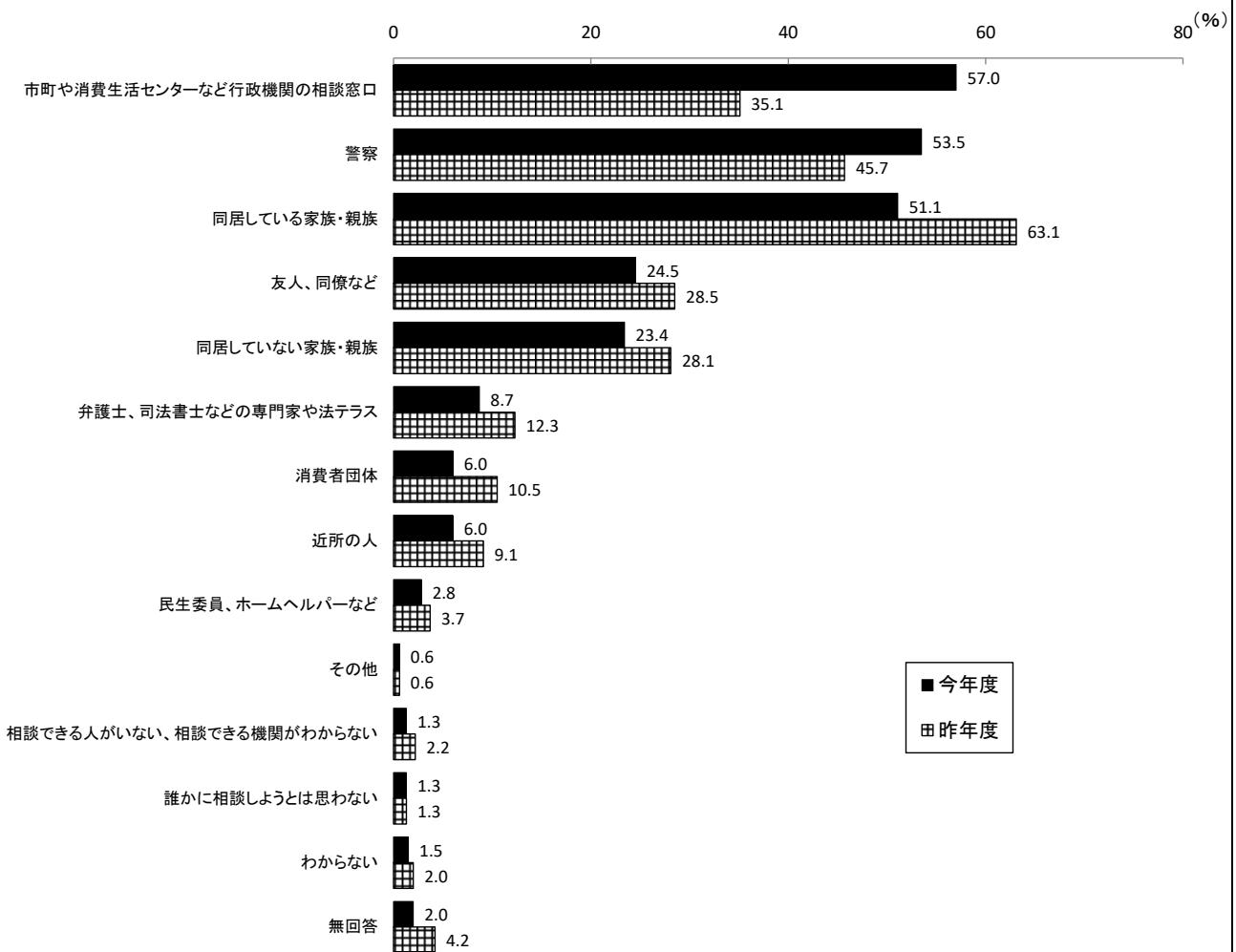


7. 消費生活に関することについて

7-1. 被害を受けた時の相談相手

Q 7-1 あなたは、強引な勧誘や詐欺的な勧誘を受けた場合や、そのような勧誘により契約を締結してしまった場合、誰に相談しようと思しますか。（〇はいくつでも）



被害を受けた時の相談相手について、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が 57.0% と最も高く、次いで「警察」が 53.5%、「同居している家族・親族」が 51.1%、「友人、同僚など」が 24.5% の順となっている。昨年度と比較すると、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が 21.9 ポイント、「警察」が 7.8 ポイントそれぞれ上昇し、「同居している家族・親族」が 12.0 ポイント、「同居していない家族・親族」が 4.7 ポイント低下している。